

中野市立南宮中学校いじめ防止基本方針

中野市立南宮中学校

はじめに

この「中野市立南宮中学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号以下「法」という。）第 13 条の規定及び中野市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義

いじめとは、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる」。（文部科学省）

したがって、「強い・弱い」などの印象やこどもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することがないように、いじめられた子どもの立場に立って判断することが大切である。

2 いじめ問題の基本認識

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである」

◇様態

- ・ひやかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ・仲間外し、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。
- ・その他

3 いじめの未然防止

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

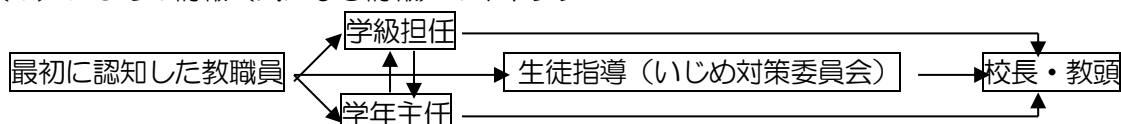
教師の人権感覚を磨く、いじめを許さない子どもを育てる教育活動の充実、早期発見早期対応に向けた組織的・計画的な取り組み、教育相談体制の充実を図っていく。

(2) 手立て

- ①学級経営の充実：子どもたちに対する教師の受容的・共感的態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ②生徒の実態を、質問紙調査や日記、欠席・遅刻・早退の日数などにより把握する。
- ③授業中における生徒指導の充実：「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり。楽しい授業・わかる授業をとおして子どもたちに学び合いを保障する。
- ④思いやりや、生命・人権を大切にする道徳や学活での指導を計画的に進める。

4 いじめの発見から解決まで

(1) いじめの情報（気になる情報）のキャッチ



(2) 組織的対応

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導係、学年主任、担任、該当学年職員、養護教諭、スクールカウンセラー等、(いじめ対策委員会) 事案に応じて柔軟に編制する。

(3) 対応方針の決定

- ①情報の整理 ・いじめの様態・関係者・被害者・加害者・周囲の子どもの特徴
- ②対応方針 ・緊急度の確認 事情聴取や指導の際の留意点確認
- ③役割分担 ・被害者からの事情聴取と支援担当 加害者からの事情聴取と支援担当
周囲の生徒と全体への指導担当 保護者への対応担当
関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と支援・指導

聴取は被害者→周囲にいる者→加害者 の順に行う。

※安心して話せるよう、話しやすい場所に配慮。

※複数の教員で確認しながら聴取。

(5) 被害者・加害者・周囲の保護者への指導

①いじめられた子どもへの対応

- ・いかなる理由があっても、いじめられた子どもの味方に徹する。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め励ます。

②いじめた子どもへの指導

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったか、これからどうすべきかを内省させる。
- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・いじめはけっして許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・不平不満、本人が満たされない気持などをじっくり聞く。
- ・授業や学級活動などを通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③観衆・傍観者への指導

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などではないこと、辛い立場にある人を救うこととであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて考えさせる。

(6) 保護者や地域（関係機関）との連携

①保護者への意識啓発（法における保護者の責務等第9条）

- ・学年・学級 PTA 懇談会等において、いじめの防止等に関する保護者責務と南宮中学校いじめ防止基本方針、具体的な取り組みについて説明し、意識啓発をおこなう。
- ・人権同和教育旬間、学年・学級の PTA 懇談会や学年・学級だより等を通して、いじめ防止に関する意識啓発をおこなう。

②情報発信及び基本方針の周知

- ・HP の活用をはかる。
- ・学校だより、学年・学級だよりの活用。

③関係機関との連携

- ・警察、児童相談所、中野市教育委員会、民生児童委員、主任児童委員等との連携。

- ・中学校区の保育園、小学校、中学校間の連携強化。

④いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に話す。
- ・対応経過をこまめに伝えると共に、保護者から子どもの様子について情報提供を受ける。

⑤いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、家庭訪問をし、事実を経過と共に伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判する保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

5 いじめ防止等のための具体的な取り組み

- (1) 校内研修等において、南宮中学校いじめ防止基本方針に対する教職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取り組みに対する教職員の資質を向上させる。
- (2) 生徒に対する「学校生活アンケート」「教育相談」等を活用して、いじめ等に関わる生徒の実態を把握し、いじめの早期発見・未然防止、いじめへの早期対応を図る。
- (3) いじめ防止対策のための組織の設置と取り組み。
 - ・設置の名称、目的、
法の第 22 条を受け、学校では、いじめ防止等に関する対策や措置を実効的におこなうための組織である「いじめ等対策委員会」を設置する。
 - ・構成員、役割は 4 の (2) (3) と同じ

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

法第 28 条第 1 項に規定による下記ア・イのような重大な事案が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。(年間 30 日欠席が目安。一定期間連続して欠席しているような場合等も含む。)

ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 学校の対応

- ①重大事態発生直後に、法第 28 条第 1 項により、速やかに対応チームを組織する。
- ②対応チームによる関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、支援・指導をおこなう。

- ③関係機関等（警察・医療・消防・中野市教育委員会・県教育委員会・PTA等）への支援を要請し、連携体制を構築する。
- ④いじめられている生徒の安心・安全を確保する。（被害）
- ⑤いじめている生徒へ、適切な指導をおこなう。（加害）
- ⑥事実確認の結果等を中野市教育委員会及び長野県教育委員会に報告し、同教育委員会の指導・助言を受け、必要な措置をとる。
- ⑦中野市教育委員会の調査組織に必要な資料提出をおこなう等、調査に協力する。